

業務仕様書

1. 業務名

西区役所内壁等補修業務

2. 概要

西区役所1階から4階における内壁の一部及びトイレ扉について、経年劣化による塗装剥離等が発生しているため、下地調整、塗装（下塗り、中塗り、上塗り）を行う。

3. 履行場所

札幌市西区琴似2条7丁目1番1号

西区役所1階～4階

4. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

5. 作業時間

本業務の作業日時は、土曜、日曜、祝日を基本とし、それ以外の日時での作業については、担当課と調整のうえ、決定するものとする。

6. 提出書類

契約締結後、次表に定める書類を本市に提出すること。

提出書類等	部数	提出期限
(1) 業務着手時 ・作業責任者届	各1	業務着手後速やかに
(2) 業務実施時 ・業務工程表	各1	作業開始7日前まで
(3) 業務完了時 ・業務完了届 ・業務報告書及び写真（紙又はDVD-R等）	各1	業務完了後速やかに

7. 業務内容

本市担当者と調整のうえ、下記業務内容（仕様）項目に従い、改修業務を行う。

必要に応じて、実地調査等を行い、実態の把握に努めること。

(1) 業務工程表の作成

業務の工程を担当職員と打ち合わせの上、業務工程表を提出すること。

(2) 下地調整

別添図面の内壁・扉について、ケレン・清掃及び、ひび割れ等パテ処理を行うこと。1階ロビーの柱については、吹き抜けとなっているため、他階の天井と同様の高さ2.4メートルまでの塗装とする。また、東側階段3階から4階にかけて吹き抜けとなっており、天井までの高さが一番高い部分で8メートル程度あるため、足場を組んで作業を行うこと（下記（3）から（4）も同様）。内壁の塗装面積は644㎡程度。トイレ扉は幅740mm、高さ1,900mm（一部すりガラス）が8枚。

(3) 下塗り

別添図面の内壁・扉について、水性アクリル樹脂エマルジョン系シーラー（ホルムアルデヒド放散等級 F☆☆☆☆のもの）にて行うこと。

(4) 中塗り、上塗り

別添図面の内壁・扉について、合成樹脂エマルジョンペイント（ホルムアルデヒド放散等級 F☆☆☆☆のもの）にて行うこと。色調については、現在の色（アイボリー系）に合わせた色とする。

(5) シックハウス等対策基準対応

本業務の履行に当たっては、札幌市公共建築物シックハウス対策指針及び同解説に基づき、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、測定結果を本業務終了前に提出すること。また、作業中における、器物破損、紛失、盗難および人的負傷のないよう十分な保守管理を行うこと。

8. 受託業者は業務を遂行する際に個人情報の取り扱いについて、札幌市個人情報保護法令の基準を準用し、適正に取り扱うものとする。

9. その他

(1) 本業務を円滑に進めるため、作業現場等の事前調査を十分に行い、適正な作業計画を検討のうえ見積もりを行うこと。

(2) 本業務の履行にあたっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行い、業務の進捗状況については、随時担当者へ報告を行うこと。

(3) 履行場所で勤務する職員等の業務の妨げにならないよう留意するとともに、作業中の安全管理、養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。

(4) 該当業務において作成した図面など成果物の著作権は、札幌市が保有するものとする。

(5) この業務に不明な点や疑義等が生じた場合は、札幌市及び受託双方協議により処理する。

(6) この業務の遂行にあたり行われる打合せ、調査などの内容、その他資料などの情報については、切外部に漏洩することが無いよう、厳重に注意を行うこと。

(7) 業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、札幌市情報保護条例の規定を準用し、適正に取扱うものとする。

(8) 札幌市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。特に環境法令等は必ず遵守すること。

(9) 本業務の履行に当たり、不足部材等が発生した場合は、本業務内で受託者が調達すること。

(10) その他、本業務の仕様がない不明点や疑義が生じた場合については、札幌市及び受託双方の協議により処理をする。なお、本業務に当然に付帯する作業については、その都度、札幌市の指示に従い、誠意をもって業務の履行にあたること。

10. 連絡先

札幌市西区市民部総務企画課庶務係 担当：大橋

TEL 011-641-6921 FAX 011-612-5264 e-mail: nishi_shomu@city.sapporo.jp